

○費用の記載がないものは、すべて無料です。
 ○郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。
 ○ファクスは、FAX共通と記載されている場合、市役所共通981・5392です。



みCOOL CHOICEは12月1日
 日缶よりデコ活へ移行します。
 「デコ活」とは2050年カ
 ーボンニュートラルおよび2
 030年度削減目
 標の実現に向けて、
 国民・消費者の行
 動変容、ライフス
 タイル変革を強力
 に後押しするため
 の新しい国民運動
 です。
問合せ：環境課 ☎982・969
 8 FAX共通



埼玉県特定(産業別) 最低賃金の改正

12月1日から5業種の埼玉
 県特定(産業別)最低賃金の時
 間額が改正されました。
 ●非鉄金属製造業 1048円
 ●電子部品等製造業 1055円
 ●輸送用機械器具製造業
 1055円
 ●光学機械器具等製造業
 1064円
 ●自動車小売業 1060円
問合せ：埼玉労働局労働基準
 部賃金室 ☎048・600・6205

冬の交通事故防止運動

夕暮れ時から夜間の時間帯
 に交通事故が多く発生する傾
 向があります。歩行者や自転
 車の運転者は反射材を身に付
 け、明るく目立つ色の衣服を
 着用しましょう。また、自動
 車や自転車は早めのライト点
 灯をお願いします。
期間：12月1日缶〜14日缶
問合せ：危機管理課 ☎940・1
 072 FAX共通

「人権尊重社会をめざす県民 運動強調週間」について

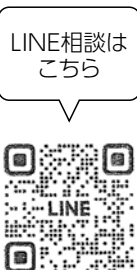
12月4日から10日までは「人
 権尊重社会をめざす県民運動
 強調週間」です。この機会に、
 人権について考え、行動しま
 しょう。
問合せ：県人権・男女共同参
 画課 ☎048・830・2255、市
 民参加推進課 ☎982・9458
 FAX共通

12月10日から16日は「北朝鮮 人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮による拉致問題の解
 決には、「拉致は許さない」と
 いう一人ひとりの強い思いが
 大きな力となります。
 この週間を機に拉致問題と
 北朝鮮当局による人権侵害問
 題への認識を深めましょう。
問合せ：市民参加推進課 ☎
 982・9458 FAX共通

司法書士による 「年末困りごと相談会」

埼玉司法書士会では、生
 活に困窮している方の生活
 再建を図るため、電話相談
 会・2面相談会を開催しま
 す。お気軽にご相談ください。
 (相談無料・秘密厳守)
日時：12月16日(土)午前10時〜
 午後4時
 ☎0120・121218(当
 日のみ通話可)



埼玉県収入証紙の 販売終了について

問合せ：埼玉司法書士会事務
 局 ☎048・863・7861
 埼玉県収入証紙の廃止に伴
 い、会計課窓口での販売は12
 月28日缶で終了となります。
 ※金種によっては在庫が無く
 なる場合があります。ご了承
 ください。
問合せ：会計課 ☎982・954
 9 FAX共通

【人権それは愛】障がい者の人権について ～共生社会の実現に向けて～

12月3日から9日は「障害者週間」です。
 障害者週間は、国民の間に広く障がい者福祉につい
 ての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が
 社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動に積極的
 に参加する意欲を高めることを目的として設定されて
 います。
 令和6年4月からは、「障害を理由とする差別の解消
 の推進に関する法律」で民間事業者等の合理的配慮の
 提供が法的に義務化されます。この合理的配慮とは、
 社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応
 を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担
 が重すぎない範囲で対応することが求められるもので
 す。また、合理的配慮の提供にあたっては、障害特性や
 それぞれの場面・状況によって障がいのある人と事業
 者等が現状をより良くしていくための対応について、
 前向きに一緒に考えていくことが大切になります。

障害者週間をきっかけに、お互いのことを知り、「障
 がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員とし
 て相互に尊重し合い、支え合って暮らせる社会(共生社
 会)の実現」について考えてみませんか？

12月には「障害者週間」だけでなく、埼玉県の「人権
 尊重社会をめざす県民運動強調週間」も設定されてい
 ます。

問合せ：生涯学習課 ☎984・3563 FAX共通